

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2024年度第4号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2026年 1月 9日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2024年10月1日付け24町保衛第167号の5(2024年度第4号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2024年6月20日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2024年7月2日付け24町保衛第126号の3で行った公文書不存在を理由とする非公開決定処分は、妥当である。

なお、処分庁が2024年7月2日付け24町保衛第126号の2で行った一部公開決定については、すでに全部公開されており、請求の利益を失ったものであることから、却下するのが相当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2024年7月2日付け24町保衛第126号の2をもって行った一部公開決定(以下「本件処分1」という。)及び2024年7月2日付け24町保衛第126号の3をもって行った不存在を理由とした非公開決定処分(以下「本件処分2」という。)を取り消し、請求対象文書を公開せよとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、2024年6月20日に処分庁に対し、「生活衛生課2022年3月分の紙文書の250号車の運転日誌に係るファイリングサポートシステムのファイル基準表・文書引継書」を対象とする公文書公開請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、「2021年度のファイル基準表」については、「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第5条第1項第4号に該当）として、「収納場所」を非公開として2024年7月2日付け24町保衛第126号の2により本件処分1を行った。

また、「2022年3月分の紙文書の250号車の運転日誌に係るファイリングサポートシステムの文書引継書」については、「運転日誌は保存年限が1年と定められており、引継ぎを行わないため、文書引継書は存在いたしません。」として、2024年7月2日付け24町保衛第126号の3により本件処分2を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分1及び本件処分2を不服として2024年7月11日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2024年8月16日付け24町保衛第167号の2「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2024年8月29日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、条例第14条第2項の規定に基づき、2024年10月1日付け24町保衛第167号の5「公文書公開決定処分及び非公開決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2025年2月6日	審議
2025年3月6日	処分庁への事情聴取
2025年6月5日	審査請求人による口頭意見陳述
2025年8月21日	審議
2025年9月19日	審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

(1) ファイル基準表の収納場所を非公開として一般の利用に供しない処分は、条例第16条に違反し、審査請求人の条例第1条の知る権利を侵害する職権の濫用である。

(2) 文書引継書（保存文書目録）の様式には、保存場所ではなく、「保存箱No」欄が存在している。ファイリングサポートシステム内の文書等の記録には、ファイル基準表の「収納場所」項目だけでなく、収納場所を特定し得ない移動可能な保存先の保存箱の番号ないし名前が存在している。保存文書目録と解釈してほしいのに、「引継ぎを行わないため、文書引継書は存在しません。」とする審査請求人の意図を無視した公開しない理由は、保存箱ないし保存Noを隠すために違いない。

2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

ファイリングサポートシステムとは、紙文書を保存するためのフォルダー及びボックスのラベル等を作成するためのツールである。町田市では、文書の管理において、総合文書管理システムをメインに使用しているが、同システムが電子文書を主体としているため、紙文書の管理を補完するシステムとして、ファイリングサポートシステムを併用している。

「ファイル基準表」とは、保存年限が1年以上の文書等について、当該文書の分類や保存年限、保管場所等を示すものである。2024年7月2日付け公文書公開決定処分（本件処分1）では、ファイル基準表の公開にあたり、条例第5条第1項第4号に該当するものとして、文書等の「収納場所」にかかる情報を非公開とした。これは、文書等の盗難を防止する観点から非公開とすべきと判断したものである。しかしながら、処分庁で改めて検討し、ファイル基準表上の「収納場所」の記載内容を公開することが、必ずしも盗難のリスクを高めることにはつながらないものと判断し、審査請求の趣旨のとおり、全部公開することとする。

「文書引継書（保存文書目録）」は、総務部総務課に文書引継ぎを行う文書等について、ファイル名や保存年限、引継ぎ年月日、保存箱No等を記録したものである。保存文書がどの保存箱に入っているかを容易に検索でき

るようにするために、必要に応じて主管課で作成するものである。生活衛生課では、文書引継ぎを行う文書等の管理を、総合文書管理システムで作成する引継予定表をもとにおこなっているため、このファイリングサポートシステムで作成する文書引継書（保存文書目録）は不要であり、作成していない。

3 審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

紙文書の2021年度の簿冊「004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月）」の簿冊と紙媒体の庁用車運転日誌、点検表及び使用予定に係る文書管理について、実際の紙媒体の各処理の記録が、総合文書管理システムに記録されているのか、ファイリングサポートシステムに記録されているのか、明確に峻別して明示され、判断されなければならない。

生活衛生課において、実際の廃棄の処理に係る文書等の管理を総合文書管理システムで行っていないのであれば、これまでに審査請求人が行った「文書等の管理に係るシステム」の公開請求に対し、総合文書管理システムとファイリングサポートシステム以外公開されていないのであるから、独自の管理システムが存在するはずもなく、ファイリングサポートシステムを使い、記録したはずである。

紙文書の2021年度の簿冊「004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月）」の簿冊と運転日誌の実際の廃棄処理に係る文書等の管理を総合文書管理システムで行っているならば、実際の廃棄処理は、電子の処理と同じ、2024年2月22日であり、審査請求人の公開請求時には、存在していたのであり、当該簿冊と運転日誌の不存在は虚偽である。

一方、実際の引継ぎ処理に係る文書等の管理を総合文書管理システムで行っていないのであれば、実際の引継ぎ処理に係る、引継ぎ年月日、保存箱No等が記載された文書引継書（保存文書目録）が存在するはずであり、本件弁明は、虚偽である。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象文書について

本件公文書公開請求は、生活衛生課が管理する「2022年3月分の紙文

書の250号車の運転日誌に係るファイリングサポートシステムのファイル基準表・文書引継書」について、公開を求めるものである。ファイリングサポートシステム自体は、ラベル等を作成するツールであることから、250号車の運転日誌に係る「ファイル基準表」及び「文書引継書」について公開請求があったものとして判断する。なお、250号車は、生活衛生課が特定車両として管理する庁用車250号車である。

このうち、「ファイル基準表」（以下「本件請求対象文書1」という。）は、保存年限が1年以上の文書等について、文書等の分類、保存年限、保管場所等を示すものである。「文書引継書（保存文書目録）」（以下「本件請求対象文書2」という。）は、紙媒体の文書について、総務部総務課に引き継ぐ際に、内容が把握できるように、主管各課の判断で作成されるもので、ファイル名、保存年限、引き継ぎ年月日、保存箱No等が記録されている。

本件請求に対して、処分庁は、本件請求対象文書1のうち、収納場所を記載した部分を非公開とした一部公開決定処分（条例第5条第1項第4号に該当）を行い、本件請求対象文書2については引き継ぎを行わないため作成していないことを理由とした公文書不存在を内容とする非公開決定処分を行った。

審査請求人は、本件請求対象文書1について一部公開決定処分を争うとともに（処分庁は、2024年8月16日付け弁明書（24町保衛第167号の2）において決定を変更し、全部公開とした。）、本件請求対象文書2の不存在を内容とする非公開決定処分に対しては、本件請求対象文書2が廃棄されているはずはないとして非公開決定処分の取消し及び本件請求対象文書2の公開を求めている。

2 本件請求についての判断

本件請求対象文書1に対する一部公開決定処分は、上記の通り、すでに、決定は変更され全部公開とされていることから、これを争う利益はすでに失われている。したがって、本件請求対象文書1に対する請求は却下とすることが相当であることから、不存在を内容とする本件請求対象文書2に対する非公開決定についてのみ判断する。

本件請求対象文書2は、「文書引継書」である。「文書引継書」は、上述の通り、紙媒体の文書について、総務部総務課に引き継ぐ際に、内容が把握できるように、主管各課の判断で作成されるものである。総務部総務課に引き

継がれる公文書は、保存年限3年以上とされていることから、「文書引継書」が作成されるのは、保存年限3年以上の公文書である。

ところで、本件請求に係る生活衛生課が所管する特定車両である庁用車250号の運転日誌は、生活衛生課においては、保存年限1年の文書とされており、保存年限3年以上文書とは異なり、総務部総務課に引き継ぐことは予定されておらず、もっぱら主管課で、1年の保存の後、翌年度のはじめに廃棄されるのが通例である。したがって、本件請求対象文書2について、引き継ぎは行わないため、「文書引継書」を作成していないことを理由として不存存在とした処分庁の判断に誤りはない。

第6 結論

以上の通りであるから、本件請求対象文書2について、公文書不存存在を理由として非公開とした処分庁の判断は妥当である。

なお、本件対象文書1に対して一部公開とした処分については、すでに全部公開とされており、審査請求の利益を失ったものであるから、一部公開決定処分に係る審査請求は却下するのが相当である。